本号で公布された法令のあらまし

◇財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第九号）（財務省）

1　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令により指定している財政投融資計画において政府保証の予定額について記載すべき法人に、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇武器等製造法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（経済産業省）

1　武器製造事業者に対する報告徴収の対象事項として、製造及び引渡しをした武器の種類、武器の製造のための設備に関する事項、武器の保管の状況に関する事項その他武器の製造の業務に関する事項を加えることとした。（第四条関係）

2　猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に対する報告徴収の対象事項として、製造及び販売をした猟銃等の種類、猟銃等の保管の状況に関する事項その他猟銃等の製造及び販売の業務に関する事項を加えることとした。（第四条関係）

3　武器製造事業者、猟銃等製造事業者及び猟銃等販売事業者に報告の徴収をすることができる回数を一月ごとに一回に限るとしている規定を削ることとした。（第四条関係）

4　この政令は、平成二八年三月一日から施行することとした。

政　令

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）第五条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

六　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

武器等製造法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十号

武器等製造法施行令の一部を改正する政令

内閣は、武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

武器等製造法施行令（昭和二十八年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

法第二十四条の規定により経済産業大臣が武器製造事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造をした武器の種類、数及び価額、武器の在庫数並びに引き渡した武器の種類及び数並びに引渡先に関する事項、武器の製造のための設備に関する事項、武器の保管の状況に関する事項その他武器の製造の業務に関する事項とする。

第四条第二項中「報告をさせることができる場合は、左の表の上欄に掲げる者から」を「次の表の上欄に掲げる者に対し報告をさせることができる事項は」に改め、「に関し、一月ごとに一回に限るもの」を削り、同項の表を次のように改める。

猟銃等製造事業者	その製造をした猟銃等の種類及び数並びに猟銃等の在庫数に関する事項、猟銃等の保管の状況に関する事項その他猟銃等の製造の業務に関する事項
猟銃等販売事業者	その販売した猟銃等の種類及び数並びに猟銃等の在庫数に関する事項、猟銃等の保管の状況に関する事項その他猟銃等の販売の業務に関する事項

附　則

この政令は、平成二十八年三月一日から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄

内閣総理大臣　安倍　晋三